

令和4年 滑川町農業委員会 第11回総会 議事録					
召集月日	令和4年11月16日(水)				
開 会	令和4年11月25日(金) 午前9時30分				
閉 会	令和4年11月25日(金) 午前9時55分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中13名出席、1名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	欠席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中8名出席、1名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	欠席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	2番	吉田 昇	3番	齋藤哲男	

第 11 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 49 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 50 号	農地法第 4 条制限除外について
日程第 4	議案第 51 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 5	議案第 52 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和4年第11回の農業委員会総会を始めさせていただきます。12番宮島農業委員より欠席の報告を頂いております。農地利用最適化推進委員は伊古地区能見委員より欠席の報告を頂いております。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第11回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。今年も残す所1カ月となりました。一段と寒くなり健康には十分気を付けて頂ければと思います。10月11月は農地利用状況調査と現地確認にタブレットを用い行い手間取っている方もいると思います。タブレット利用を導入していない町もあるようなので、滑川町は順調と認識しております。

また最近コロナの方も増えているようで、流行から丸3年が経ちます。コロナと共存共栄していくしかないと思います。飲み薬や日本製のワクチン等の開発も進んでいるようです。来年はコロナもクリアできるのではないかと期待しています。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和4年滑川町農業委員会第11回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員

は、9名中8名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号2番の吉田委員、議席番号3番の齋藤委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第49号「農地法第3条について」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より、議案第49号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、合計92.17㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第49号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、農振区域外の農地、9.17㎡同じく×××番×××、田、農振区域外の農地、83㎡、2筆、合計92.17㎡になります。譲渡人は2名おり、○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様。○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、農地の効率的な利用のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許

可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をすることはできないこととなります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めての審査となりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長、担当委員、及び、担当地区の推進委員よりお願い致します。

6 番 はい。4班班長6番田幡只夫です。本件に対し農業委員5名、推進委員2名、計7名で11月23日午前9時より現地調査を行いました。調査内容の詳細につきましては、担当の金井委員よりご説明を申し上げます。宜しくお願い致します。

9 番 4班13番金井です。農地法第3条の許可申請についての現地調査報告を致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から〇〇〇へ向かい、〇〇〇の信号を右折し、×××m進んだ所を更に右折し×××m程進んだ右側の奥となります。申請者は〇〇〇町〇〇〇にて農家をしている□□□さんとなっています。申請内容としては現在申請地に隣接している水田が歪な形のため作業性に難があり、所有者に説明し譲ってもらったところ快諾を得たためとのことです。調査した結果、対象地は耕作している水田に隣接し一体化することで歪さが改善することがわかりました。周囲は申請者の耕作している水田と休耕田になっている場所で境界杭の確認もできました。申請者の耕作状況については、所有農地として、水田が4,312㎡、畑が3,082㎡ありますが、立地条件の悪さから水田の約2,000㎡は保全管理となっております。この農地は今年の農地調査を実施した時点にては、数年間未耕作でありましたが調査時点にては草刈が実施されておりました。耕作しづらい保全管理地の代わりに条件の良い申請地に隣接する水田の東側に1,693㎡を借りて稲作をしているところです。畑に関しては自宅周辺に存在し果樹や野菜類を生産している様子です。農機具に関しては主なものとして軽トラック、コンバイン、トラ

クター、乗用田植え機、耒摺り機などがあります。農業従事者としては本人と奥さんの二人で年間 200 日以上従事されているとのこと。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 はい、〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。本申請地は、金井委員さんが説明されたように〇〇〇のすぐ西側にあります。この辺りは年々宅地化が進んでいるところですが、申請人は申請地の隣の農地、田んぼですが一生懸命農業に取り組んでおります。申請人は、この 2 筆の農地を購入することによって、機械による作業効率の向上が図られ、今後もしっかり農業に取り組んでいくと思われまます。また、申請人の耕作状況ですが機械での作業が難しい不整形の田もきちんと保全管理されていて、畑も数筆であります。今年も農作物をしっかりと耕作しているのを確認いたしました。このような状況ですので、本申請は全く問題ないと思えます。本申請に関する意見は以上です。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。只今、班長、担当委員及び担当地区の推進委員から、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請のとおり番号 1 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号 1 については、申請のとおり許可と決定致しました。以上で、番号 1 を終わります。日程第 2 議案第 49 号は以上になります。

議 長 日程第 3、議案第 50 号「農地法第 4 条制限除外について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より議案第 50 号「農地法第 4 条制限除外について」をご説明いたします。今月の申請件数は 1 件、150 m²の転

用申請が審査対象となります。申請番号1を説明させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第50号資料1-①から③をお手元にご用意下さい。番号1対象地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、登記簿面積495㎡のうち150㎡になります。申請人ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、既存農業用倉庫の未手続が判明したが、農業経営に必要な施設として利用を認めて追認を頂きたいというものです。備考ですが農地法施行規則第29条第1項第1号に該当する案件で、2a未満の農業用施設として届出がされたものです。ご審議の程宜しくお願い致します

議長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

7番 2班班長7番贄田です。11月17日土曜日午前9時より2班の農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で申請者立会いの元、現地調査を実施致しました。詳細につきましては担当委員でありますので引き続き説明させていただきます。場所は〇〇〇の前の町道×××号線を東に向かって×××km程行った所を左側に曲がり×××m行った右側にあります。申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部で150㎡です。申請人の□□□さんの耕作面積は田3,840㎡、畑2,940㎡で他に法人代表として中間管理や利用権の設定により主穀単一経営を大規模に行っている認定農業者です。今回の申請は既に利用している農業用物置について未手続が判明した為追認して頂きたいと言う事です。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。この度申請致します土地は私の父親（故人）が昭和54年10月に売買により取得し同年鉄骨造り平屋建て19.87㎡を建築致しました。その後、父親が他界した為私が平成14年1月に相続にて取得し現在まで建物を使用する事はありませんでした。この度、既存建物を農業用倉庫として利用したいと思い農業用倉庫敷地として150㎡で土地を敷地分割する計画を致しました。しかしながら現在まで許可を受ける事無く無

断で転用し手続きをしなかった事、誠に申し訳なく反省しております。今後はこの様な行為は一切しない事を確約致します。以上の理由により申請致しますので何卒宜しくお願い致します。といった内容です。申請者居宅敷地内の周囲状況は大型農機具車庫、米倉庫、自家用車置場、来客用駐車スペース、農作業スペースがありますが作業上使いやすい場所に農機具資材等を置く場所が不足しているそうです。申請の農業用施設の状況は各境界杭と建物の距離、高さ、長さが適当である事を確認出来ました。又、申請地は既設農業用資材置場で、新たな工事等は発生しない為周辺農地への影響はないと思います。万が一被害が生じた場合については責任を持って対処するという事です。この案件ですが特に問題なく適当であると考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区担当推進委員の□□□です。申請案件の建物と農業用倉庫施設は申請人の耕作地内にあります。北側と東側は道路に面しており南側と西側は申請人の土地になります。新たな工事は発生しないので周辺農地への影響はないと思います。以上が私の意見です。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請内容を承認し、受理とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号1については、承認と決定いたしました。日程第3議案第50号は以上になります。

議長 日程第4、議案第51号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第51号「農地法3条の3(相続等による権利移

動)について」を説明いたします。議案書の3頁、議案第51号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、608㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、183㎡、外2筆、合計608㎡になります。位置については議案第51号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

ないようですので議案第51号の質疑を終了いたします。日程第4は以上になります。

議 長 日程第5、議案第52号「農地法第5条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第52号「農地法5条(届出)について」をご説明いたします。議案書の4頁、議案第52号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は1件、89㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、89㎡になります。位置については議案第52号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□、外1名です。届出事由は贈与により所有権を取得し、宅地の敷地拡張をする為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

それではないようなので議案第 52 号の質疑を終了致します。
日程第 5 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 4 年第 11 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。神田職務代理より閉会のご挨拶をお願い致します。

職務代理 はい。何かとお忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとうございました。令和 4 年第 11 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年12月20日

議 長 北堀 高茂

署名委員 吉田 昇

署名委員 齋藤 哲男